

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会 議 録

|                      |  |
|----------------------|--|
| 会 議 の 名 称            | 第1回 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会  |
| 開 催 日 時              | 平成30年7月24日（火） 18時00分から20時07分まで   |
| 開 催 場 所              | 枚方市市民会館 第1、2集会室  |
| 出 席 者                | 小寺委員、荒委員、東委員、石田委員、山下委員、原田委員  |
| 欠 席 者                | 杉本委員   |
| 案 件 名                | ①枚方市立くすの木園民営化法人募集要項（案）について<br>②枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について   |
| 提出された資料等の名 称         | <p>資料1 枚方市立くすの木園の民営化に係る法人の選定について（諮問）（写）</p> <p>資料2 次第</p> <p>資料3 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会委員配席表</p> <p>資料4 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会委員名簿</p> <p>資料5 枚方市附属機関条例（枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会）</p> <p>資料6 枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項（案）</p> <p>資料7 枚方市立くすの木園移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式）</p> <p>資料8 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準（案）</p> <p>資料9 選考審査の手順について（案）</p> <p>資料10 今後のスケジュール（案）</p> <p>資料11 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準</p> <p>資料12 枚方市情報公開条例</p> <p>参考資料 枚方市立くすの木園民営化スケジュール</p> |
| 決 定 事 項              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項（案）について、本審査会の指摘内容等を踏まえて修正、確定することを確認した。</li> <li>・枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準（案）について、本審査会の指摘内容等を踏まえて修正、確定することを確認した。</li> </ul>   |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由  | <p>案件1は公開</p> <p>案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。</p>  |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 本審査会の答申後に公表  |
| 傍 聴 者 の 数            | 0人   |
| 所 管 部 署<br>( 事 務 局 ) | 障害福祉室  |

## 審 議 内 容

(事務局) ただいまより、枚方市くすの木園民営化法人選定審査会を開催いたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりをいただきまして厚く御礼申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間でございますが、司会をさせていただきます、障害福祉室長の末次でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日、出席委員7名のうち、1名は御欠席、1名の方は今、こちらに向かっていますので6名で開催させていただきたいと考えてございます。6名そろいましたら、委員の2分の1以上の出席でございますので、本日の審査会が成立をしている旨、御報告をいたします。なお、後ほど会議録について、御審議いただきますが、会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいておりますことを御了承願います。それでは、次に、お手元の次第によりまして、審査会を進めてまいります。本来でありましたら、市長から御挨拶をさせていただくところでございますが、公務のため出席がございませんでしたので、本日は山下副市長より御挨拶を申し上げます。

(副市長) 皆さん、こんばんは。御紹介いただきました副市長の山下でございます。委員の皆様には、大変御多用にもかかわらず、くすの木園の民営化法人選定審査会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、本市障害福祉行政に格別の御支援、御協力をいただいております。重ねて厚くお礼を申し上げます。

くすの木園につきましては、これまで枚方市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、施設の老朽化や運営の継続性といった課題がございまして、今後につきましては新たに運営法人を募集し、民営化を進めていくことといたしました。民営化に当たりましては、運営法人がかわりまして、利用者や保護者の皆様安心して御利用いただけるような、引き継ぎなどもしっかりと進めていきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、くすの木園が円滑に新たな法人に移管できますように、募集要項をはじめ、今後書類選考またプレゼンテーションなどによりまして、御審議をいただき、よりよい民営化法人を選定していただきますようお願いを申し上げます。以上、甚だ誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) それでは、本審査会について、御説明をさせていただきます。

まず、資料、お手元の資料の枚方市附属機関条例をご覧ください。本条例の別表1、4ページ目、別表1、市長の附属機関の中に、本審査会がございます。左端から名称、担任事務、委員定数、委員構成、委嘱機関の順に規定してございます。

それでは、本審査会の委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。委員構成につきましては、まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、種智院大学教授の小寺鐵也委員でございます。

(委員) 小寺でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) 同じく、第1号の弁護士の東奈央委員でございますが、東委員につきましては、今こちらに向かっていると聞いてございます。次に、本日は欠席をされておられますが、第2号の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の杉本隆志委員でございます。次に、第3号のくすの木園の利用者の保護者を代表する委員といたしまして、枚方市立くすの木園保護者会代表の石田善彦委員でございます。

(委員) よろしく願いいたします。

(事務局) 同じく、枚方市立くすの木園保護者会代表の山下寛子委員でございます。

(委員) よろしく願いします。

(事務局) 次に、第4号の枚方市民生委員・児童委員を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員協議会副会長の荒義重委員でございます。

(委員) 荒でございます。よろしく願いいたします。

(事務局) 第5号の社会福祉事業を行う団体を代表する委員といたしまして、枚方市社会福祉協議会の原田かおる委員でございます。

(委員) 原田でございます。よろしく願いいたします。

(事務局) 本審査会は、以上7人の委員で構成されてございます。任期は答申をいただくまでとなります。その間、委員の皆様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めてございます。そのため、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないよう御注意をお願いいたします。本審査会の庶務につきましては、枚方市福祉部障害福祉室で担当をいたします。

ただ今、東委員が到着されました。どうぞよろしくお願いをいたします。

(委員) 遅れまして、大変申し訳ございません。よろしく願いします。

(事務局) どうぞ、よろしく願いいたします。

ここまでの説明で、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

#### 【事務局職員紹介】

(事務局) 続きまして、お手元、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料2といたしまして、本日の審査会の次第でございます。

資料3といたしまして、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会委員配席表でございます。

資料4といたしまして、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会委員名簿でございます。

資料5といたしまして、枚方市附属機関条例でございます。

資料6といたしまして、枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項（案）でございます。

資料7といたしまして、枚方市立くすの木園移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）でございます。

資料8といたしまして、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準（案）でございます。

資料9といたしまして、選考審査の手順について（案）でございます。

資料10といたしまして、今後のスケジュール（案）でございます。

資料11といたしまして、枚方市審議会等の会議等の公開に関する規程解釈、運用基準でございます。

資料12といたしまして、枚方市情報公開条例でございます。

最後に、参考資料として、枚方市立くすの木園民営化スケジュールをお配りをさせていただいております。

資料の過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第5の会長の選出に移らせていただきます。

資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。第4条の規定によりまして、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしてございます。会長は、どなたの方をお願いをいたしましょうか。

（「事務局一任」の声あり）

**（事務局）** よろしいでしょうか。事務局一任ということですが、各委員の皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、小寺委員にお願いしたいと考えてございますが、いかがでしょうか。

**（事務局）** それでは、小寺委員に会長をお願いしたいと思います。

以後の進行につきましては、条例の第5条第1項に基づき、会長が会議の議長となりますので、小寺会長どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、小寺会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。それでは、山下副市長から小寺会長に対しまして、審査会への諮問をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、小寺会長、その場でお立ちをお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(副市長) 平成30年7月24日、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会会長様。

枚方市長伏見 隆。

枚方市立くすの木園の民営化に係る法人の選定について（諮問）。

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第1条第2項の規定に基づき、平成29年5月に民営化方針が決定している枚方市立くすの木園を運営する法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。

(事務局) この諮問書につきましては、皆様のお手元の資料1として、その写しをお配りしておりますので、御確認よろしく願いいたします。なお、大変恐縮ではございますが、山下副市長は次の予定が入っておりますので、ここで失礼させていただくことをお詫び申し上げます。

(副市長) どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ただいま山下副市長さんから諮問書をお受けいたしました。市立くすの木園はかなり伝統のある園でございますので、いよいよ民営化されるという、そういった思いがあります。しっかりと議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方の御協力どうぞよろしくお願いいたします。それでは、審議を進めたいと思います。

まず、資料2の次第をご覧ください。附属機関条例の第4条には、会長が会議の出席に支障を来した場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことが規定されています。同条第2項で会長が必要と認める場合は会長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に荒委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

(会長) はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、副会長は荒委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、会議を進めてまいりたいと思います。まず、本会議につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。それでは、公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは説明をさせていただきます。資料11の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準」をご覧ください。3ページをお開きいただけますでしょうか。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開となっております。同条ただし

書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしております。次に、**資料12**の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。枚方市情報公開条例第5条第1項では、公開請求があったときは、第1号から第7号まで列挙している非公開情報が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定されております。これら非公開情報の中で、本会議では、第3号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、3ページの下になりますが、第6号、これは意思形成過程にある情報ということになりますが、例えば、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当します。加えて、第7号の事務事業執行過程にある情報になりますが、こちらにつきましては先ほどと同じく、具体の法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。そのため、まず、案件1につきましては、民営化法人の募集要項について審議を行っていただくものであり、審議内容については、今御説明させていただきました非公開とする事由には該当しないのではないかと考えております。次に、案件2は民営化法人選定審査会選考基準と選考方法についての審議ということになりますが、こちらにつきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当ではないかと考えております。以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。**資料2**の次第の案件の①枚方市立くすの木園民営化法人募集要項(案)については公開する。②の枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準(案)と選考方法については、非公開とするということで、御説明をいただきましたが、この件に関しては何か御意見ありますでしょうか。

(意見なし)

(会長) そうしましたら、御意見がないようですので、事務局の案どおりに1の募集要項については公開、その後の審議については非公開ということに決定したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。続きまして、本会議の会議録につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) それでは再度、**資料11**「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準」、こちらの8ページの下部分をご覧くださいませでしょうか。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第6条で会議録の作成について定めております。審議会等の会議について第3項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第4項に審議会では発言内容等について記録することとされております。先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされておりますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のお確認をいただいた上で、会議録とさせていただきますと思います。なお、発言者の表記につきましては委員の皆様のお活発な議論をお願いし

たく、委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えております。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。ただいま、事務局から御説明がありましたとおり、会議録を作成するということになりますので、各委員の発言は記録されておりますが、表記は会長、副会長、委員と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら、この方法で会議録を作成していきたいと思っております。よろしくお願いたします。次に、本日の資料の取り扱いについて確認したいと思っておりますので、事務局から御説明をお願いいたしたいと思っております。

(事務局) 本日の会議資料につきましては、お手元の資料の一番、バインダーの中の一番最初の表紙のところ見ていただきましたら一覧となっております。こちらをご覧くださいと思いますが、その中で、本日の案件にかかわります資料6から資料10につきましては、これから御審議いただくわけですが、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて、公平性の観点からは支障があると考えておりますので、会議終了後は事務局でお預かりしたいと考えております。それ以外の資料については、持ち帰っていただいても支障がありませんが、今後も会議は続きますので審議を円滑に行っていただけるよう、事務局により、委員ごとの資料をバインダーにとじまして、次回、会議開催まで保管させていただいてはどうかと考えております。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。本日、ファイルに綴じております資料、これに関しては事務局でお預かりするというので、自宅には持ち帰らないということにしたいということですが、よろしいでしょうか。

(委員) 会議の公開・非公開の根拠について、もう一度御説明いただけますか。ささっと説明をされても、どのページのことなのか、よくわからなかったのでお願いします。

(会長) 公開・非公開の根拠についてですか。

(委員) 実際に読まないとほとんどわかりませんでした。

(事務局) 説明が不十分で申し訳ありません。もう一度、説明させていただきます。資料11の3ページですね。3ページで審議会の会議は公開すると。原則公開であるということになっておりますが、その下の1から3号に当たるものについては、非公開とすることができると。

(委員) (1) から (3) ということですね。

(事務局) そうですね。特に、この(2)の‘枚方市情報公開条例の第5条に規定する非公開情報’、これに当たるものを会議の中で扱う場合は非公開にできる規定になっております。この非公開情報というのは、どういうものかということ資料12で御説明をさせていただいた形になってはいますが、資料12の情報公開条例の2ページ目から3ページ目にかけて、列挙してありますのが非公開情報に当たるものということです。それで、この会議が該当するであろうと思われるものが3ページの真ん中のあたりにあります第3号、法人等に関する情報についてということで、これを扱う場合には非公開とすることができるとなっております。今回こちらの会議では、法人を選考していくということになりまして、法人の詳しい資料をお出しいただいて審議しますので、これに該当するのではないかとということです。それから、3ページの下に第6号がございまして、こちらが国や地方公共団体等の内部、又は相互における審議、検討、協議という形で、今後の方針を決定する話し合いをしていく、そういった情報については非公開にできるという規定でございまして、これについても該当するのではないかなということです。それから、4ページ目の7号につきまして、事務事業を執行する上での情報ということで、この会議ではプレゼンテーションや書類審査で法人の選定の事務を行っていただく形になりますので、こちらにも該当すると思われるため、その部分についても非公開にするのが適切ではないかと考えております。不十分な説明で申し訳ありませんでした。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら、今の御質問と関連するんですけども、次に第2回以降の会議の公開・非公開について、確認したいと思っておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 今後、2回目以降の会議の案件につきましては、また、後ほど詳しく説明させていただきますが、書類審査、プレゼンテーション等を進めていきますので、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であるということで、意思形成過程になりますので、この会議につきましては非公開としたいと思っております。また、答申をいただいた後に、議事録や資料を公開をいたしますが、それまでの間は公開しませんが、委員名簿ですとか、各会議の終了後に、審議内容の概要や進捗状況については、ホームページを通じて公表してはどうかと考えております。

(会長) はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から次回以降の会議については、非公開とする旨と資料の取り扱いについて御説明がありましたが、いかがでしょう



か。よろしいでしょうか。

(意見なし)

はい、ありがとうございます。そうしましたら、会議運営事項の確認はこれで終了いたします。

本日は、傍聴者はおられますでしょうか。

(事務局) 先ほどまでおられました。御都合で帰られました。

(会長) おられないということですか。はい、わかりました。

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に本会議の担当事務について押さえておきたいと思いますので、条例の別表に担当事務についての定めがあります。確認のために事務局の御説明を求めたいと思います。

(事務局) そうしましたら、改めまして資料5をご覧くださいと思います。

資料5、枚方市附属機関条例の第1条第2項ですが、附属機関は執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申するとあります。次に、4ページをご覧くださいでしょうか。表の部分の左から2番目のところですが、本審査会の担当事務について民間による運営への移行を決定したくすの木園を運営する法人の選定に関する審査と規定しております。具体的には法人を選考するに当たり、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションの審査などを行い、選考の結果、1つの法人をくすの木園の移管法人として適当であると市長に対して報告をしていただくこととなります。担当事務についての御説明は以上でございます。

(会長) ただいま、事務局から御説明がありましたとおり、本会議は市立くすの木園の民営化に際して、運営を引き継ぐ法人を選考するということが目的です。このことを踏まえた上で本日の案件に入りたいと思います。それでは、次第の8番、案件の審議に入りたいと思います。まず、案件1「枚方市立くすの木園民営化法人募集要項(案)について」事務局の説明を求めます。なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りのよいところまで説明いただき、その都度、審議していくということで、いかがでしょうか。少し長いですが、区切って御審議をいただいて質疑をすることをお願いしたいと思います。

(事務局) それでは、お手元の資料6「枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項(案)」をご覧くださいと思います。

枚方市立くすの木園は、昭和53年4月に「枚方手をつなぐ親の会」が知的障害者更生施設として開設し、昭和55年4月に市に移管、平成18年4月には指定管理者制度が導入され、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会が管理運営をしまりました。市では新行

政改革プランに基づき、同施設のあり方を検討した結果、公立の施設としては廃止し民間活力の導入により、より質の高いサービスの提供や効率的・効果的な運営を図り、重度障害者への安定した支援を行っていくために、同施設の運営を社会福祉法人に移管することといたしました。また、現施設が老朽化していることから、移管に際しては新施設を法人にて整備を行い、利用者の安全性、利便性の向上を図ってまいりたいと思っております。

まず、項目1から御説明したいと思いますが、1. では、移管する施設の名称、所在地、定員等、敷地面積、施設の構造などについて、お示しをしております。

次に、2. では移管する時期を平成32年4月1日とお示しをしております。

3. が移管条件となりますが、本日、あわせてお配りしています参考資料、こちらの横長のA4の資料もあわせてご覧いただくとわかりやすいかと思っております。まず、(1)の用地につきましては、現在のくすの木園の敷地約1,423平方メートル、隣接地のすぎの木園の敷地約3,089平方メートルを移管法人との契約により無償で貸し付けることといたします。貸付期間はくすの木園を10年、すぎの木園敷地を9年としております。参考資料の③の土地の欄を御参照いただければと思っておりますけれども、くすの木園の用地が平成32年の4月、民営化開始と同時に、すぎの木園の用地は1年遅れの平成33年4月から貸し付けるということになっております。1年の違いがありますのは、それぞれの敷地の貸し付け開始時期が異なることから、貸付期間の終期を合わせるために10年、9年としております。

続きまして、(2)の建物等につきましては、現在のくすの木園の既設の建物や備品等を契約により無償で譲渡をいたします。ページをめくっていただきまして、③AEDについて書いております。備品については、基本的には無償で譲渡としていますが、現在施設内に設置しているAEDは現指定管理者が設置したものであるため、撤去しますので、その後、新しい法人でAEDを設置することを規定しております。次に、④では、くすの木園の新施設を整備し、移転後は速やかに旧の建物を解体していただくということを規定しております。

次に、(3)くすの木園の新施設整備についてでございますけれども、くすの木園の隣接地にあります、すぎの木園が今年度限り、平成31年3月末で別の場所に移転します。移転後は、すぎの木園の施設が不要になりますので、市で建物や遊具の撤去を行い、更地にした後、その場所で新しい法人にくすの木園の新施設を整備していただくということです。参考資料の④建物、すぎの木園の欄をあわせてご覧いただきたいと思いますが、31年の4月からすぎの木園が移転して土地を使わなくなくなりますので、31年度から32年度にかけて、すぎの木園の施設を市で撤去し、33年の4月から、すぎの木園の用地を法人に無償貸し付けします。その後、その土地で新しいくすの木園の施設を建てていただく流れになっております。募集要項の8ページをご覧いただきますと、参考資料1といたしまして、位置図がございます。それから、用地の概要なども載せておりますので、また、御参照をいただけたらと思っております。

続きまして(4)の整備スケジュールについてでございますけれども、平成32年の4月に民営化した後、法人で整備補助金の申請に係る協議をあげていただきます。参考資

料ですと、②の民営化法人と書いている欄で、平成32年から民営化開始となりますが、その年に施設整備補助金の事前協議をあげていただきまして、国で採択をされれば翌年度、平成33年度に整備補助金を活用して整備に着手していただきますので、33年度末までに施設整備を完了していただくという形になります。ただし、初年度に国の採択がなかった場合には再度協議をあげていただくということも可能ですので、その場合は1年ずれてのスケジュールということになります。その場合は平成35年3月までの整備となりますので、その旨、スケジュールが1年ずれるということを募集要項にも記載しております。

続きまして、募集要項の（5）につきましても法律及び関係法令等の遵守について規定をしているところでございます。

次に、（6）施設整備に係る補助につきましても、国の補助制度を活用した枚方市障害者施設等整備費補助金の交付対象となることを記載しています。補助金の交付要綱については、この募集要項の10ページに参考資料3として掲載しておりますので、また後ほど、参照いただければと思います。

続きまして、（7）法人の負担についてでございますけれども、工事等が必要になってまいりますので、その工事に伴う水道、電気、ガスなどの手続きにかかわる法人負担についての規定を記載しております。

次に、（8）シックハウス対策についてですが、建具なども含め化学物質の発生が極力少ないものを選ぶなどの対策を求めています。

（9）の保護者等への説明についてですが、施設整備に当たっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応することを求めています。

（10）協定書の締結については、移管に当たっては、市と法人の間で本要綱の内容が遵守されるよう、協定書を締結することといたします。ここまでのところで一旦、御説明を区切らせていただきたいと思います。

**（会長）** はい、ありがとうございました。ただいまの募集要項の1. 2. と3. （10）までですね、これまでの御説明の中で、委員の皆さん御意見、御質問ございませんでしょうか。

**（委員）** 済みません、そもそも論で私の理解が足りてないのかと思うのですが、建てかえた建物は誰の建物になるのでしょうか。

**（事務局）** 新法人の建物になります。

**（委員）** 新法人ですか。

**（会長）** 新しい法人ですね。

**（委員）** 市ではないということですね。その場合に、新法人の財産で建てるということは、

借金などせずに建てるのであればいいのですが、借金する場合の抵当権などについてはどのようになるのでしょうか。

(事務局) 補助金も御利用にならずに借金や自己資金で建てていただくことも考えられますが、規模の大きい建物になるかと思いますので、補助金の活用について記載しております。法人側で補助金は利用しないとされる場合もあると思えます。

(委員) 土地の抵当権を設定することはないということですか。物上保証を市がするということは特にないのでしょうか。

(事務局) そのような話はないかと思えますが。

(会長) よろしいですか。

(委員) 国の施設整備補助金の申請をした場合に1年ずれるという可能性もあると説明されていましたが、これは国次第で決まることでしょうか。

(事務局) 国で補助金の採択、不採択の判断をされますので、国次第ということになります。ただ、1年目は協議をあげて採択されなかった場合、翌年度ももう一回協議をするかどうかは法人の判断ですので、採択がなければ自己資金で整備する判断になる場合もあるかもしれません。市としては、もう一度、協議をあげていただきたいと考えていますので、その場合1年ずれることになりますから、遅くとも34年度末までには整備をしていただきたいと思えます。従いまして、民営化してから3年間の間に新施設を整備していただくスケジュールの募集要項としています。

(委員) そうしますと、国から補助金が出ない場合もあるということですか。

(事務局) そうですね。

(委員) では、ある程度お金を持っている法人でないと受けられないということになるのでしょうか。

(事務局) そうですね。

(副会長) もう1つ気になったのが、10年ごとに更新ですよ。10年後に市の方針が変わって、土地の買い取りができないのであれば退去しなさいということにはなりませんか。

(事務局) そのようなことにはならないと思っております。期間をどう設定するかは、いろいろ議論があるかと思えますが、例えば30年とすることも可能ですが、余りに長い期間

だと担当者もかなり替わりますし、以前のことがわからない状態となる心配もありまして、10年としております。なお、本市は保育所の民営化も進めておりますが、保育所でも10年の契約で更新していく形となっておりますので、それに合わせた形としております。

(副会長) 基本的に、法人から出ていくと言わない限り、市側から更新しないという可能性は少ないと考えてよろしいでしょうか。

(事務局) はい。

(副会長) わかりました。ありがとうございます。

(委員) くすの木園の建物の解体ですが、旧のくすの木園は法人が新しい建物を建てるまで、そのまま運営することになると思うのですが、その解体は速やかに行うことと書かれています。これは法人負担ということになるのでしょうか。

(事務局) はい、法人の負担で解体させていただきます。

(委員) わかりました。

(会長) 他にございませんでしょうか。

ご質問がないようでしたら、次の4. の応募資格及び条件、これ以降、御説明をお願いします。

(事務局) 4. の応募資格及び条件について、御説明させていただきます。

まず、(1) としまして、平成30年8月1日現在で、障害者総合支援法第5条に規定する生活介護を大阪府内において、引き続き6年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置している法人であることを条件としております。6年以上としていることの根拠ですが、障害者の施設体系が平成18年の障害者自立支援法施行によって整理をされまして、その後、移行期間を経て、平成24年度からは完全に新体系の施設体系に移行しています。それを踏まえまして、平成24年度から起算をして6年以上、今年で6年になりますので、6年以上、生活介護を運営している実績を求めているものでございます。

続きまして、(2) として、施設を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) として、法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人みずからが運営すること。

(4) として、移管前のサービス内容を行事も含めて、可能な限り引き継ぐこと。なお、制度の改正、社会状況等の変化により、募集要項の内容に変更が生じるときは、枚

方市と法人で協議の上、変更するものといたします。

(5) として、枚方市の障害福祉行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) と (7) は、理事長と管理者に求められる資質に関する項目でございます。

(8) のくすの木園の運営についてでございます。なお、(8) のくすの木園の運営と次の(9)のサービス内容等の参考資料といたしまして、募集要項の11ページ以降に参考資料4として現在のくすの木園の運営状況の資料をつけておりますので、そちらも御参照いただきながら、見ていただければよろしいかと思っております。

まず、(8) ①ですが、こちらは定員についての規定で、現在の定員である36人以上とすることとしています。定員を増員する場合には良好な施設運営ができるようにすること。また、移管時に在籍する利用者については、本人が希望すれば、引き続き利用できるようにすることを記載しています。

②では、サービス提供時間は、現行では午前10時から午後3時半までの5.5時間としておりますので、開始時間は10時以前、終了は午後3時30分以降で、提供時間を長くすることは可能としております。現在開けている時間は確保していただくという内容としております。

③は、開所日について確認する内容となっております。くすの木園の開所日は平日の月曜から金曜日を基本としており、土曜日の臨時開所を月1、2回実施しております。土曜日に余暇支援を行っており、保護者からのニーズも高いため、引き続き継続していただきたいと考えております。

④では、くすの木園の運営について、枚方市条例等を遵守することを定めております。ただし、職員配置につきましては、本要項の4(10)職員についてという項目がございますので、そちらによるものといたします。

⑤として、危機管理体制を構築するとともに、事故発生時の対応について必要な措置を講じることとし、損害賠償保険の加入を求めています。

⑥といたしまして、障害者虐待を事前に防止する取り組みを図ることとしております。

次に、(9) サービス内容等についてですが、①現在の日課や年間計画については、可能な限り従来の内容を引き継いで実施することとし、変更する場合は保護者への説明を行い、理解が得られるようにすることを求めています。

②として、個別支援計画の作成について、作成後は利用者、保護者との懇談を実施することとしています。個別支援計画というのは、利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえまして事業者が作成する計画で、これに基づいてサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施するものでございます。

次に、③といたしまして、送迎サービスを継続することとしております。現在、利用者35名全員が送迎サービスを利用されておまして、車両2台を使って自宅近くまでの送迎を実施しておりますので、継続することを求めています。

④といたしまして、食事は利用者の状況に応じて配慮して提供をすること。

⑤として、健康管理について、健康診断や医療相談を実施するなどして健康管理を行うこと。

⑥民営化後、おおむね1年後に福祉サービス第三者評価を受けることとし、計画的な職員研修の実施等、積極的にサービスの質の向上に努めることといたします。

次に、⑦につきましては、くすの木園では行われていない生活介護の法人独自の考え方を提案していただく項目でございます。

また、⑧では、生活介護以外の障害福祉サービスについて、実施予定があれば市と協議の上、保護者の理解を得ることを求める項目でございます。特に、保護者の方からはニーズが短期入所についてかなり高いということで、積極的に検討していただく旨を記載しております。

次に、(10)の職員についてでございます。

①として職員の配置については、枚方市条例等に規定する配置基準の遵守を規定しております。

②では、職員配置については、生活支援員の有資格者及び経験年数に配慮した配置とすることを求めています。

③として、くすの木園に勤務している職員等が移管後のくすの木園で就労を希望する場合はその採用について積極的に検討することとします。

④として、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を配置し、苦情に対して適切に対応すること。

⑤として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づきまして、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めることといたします。

次に、(11)の引き継ぎ等についてです。

①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うことといたします。

②として、保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととし、期間終了後も市の求めに応じて懇談を行うこととしております。

③移管1年前から、管理予定者等は、随時、くすの木園を訪問し、利用者個々の障害特性の把握や支援方法等についての確認を行い、さらに、くすの木園の職員と引き継ぎのためのサービス提供の実施計画作成の協議を行うことといたします。

④平成32年1月から3月の3か月間「合同支援」を実施し、法人は各クラスに生活支援員を配置すること。また、合同支援に参加した生活支援員は移管後、各クラスに配置することとします。

⑤看護職員につきましても、合同支援期間中に随時派遣し引き継ぎを受けることといたします。

⑥として、合同支援期間中にクラスに配置予定の生活支援員等は、くすの木園のサービス管理責任者、生活支援員とともに保護者との個人懇談を行うこととします。

⑦移管後、枚方市職員がサービス支援内容等の確認のために訪問するときは、協力することとします。なお、合同支援に係る費用につきましては、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。

次に、(12)のその他についてですが、まず、①としまして、くすの木園に隣接する

市の土地を、新施設への移転までの間、所定の手続きにより使用できるものとしております。現在くすの木園では送迎用のマイクロバスや、ワゴン車を敷地外の隣接地に駐車をしています。

また、生産活動の一環として約260平米の農園も、行政財産の使用許可の申請により隣接の土地で使用されています。これらの土地使用につきましても、新施設移転後、貸し付け敷地内で行っていただくこととなりますが、それまでの間の利用につきましても可能であるということに記載しています。

②といたしまして、くすの木園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。

③として、既に通所している利用者の負担が増えないようにすることを求めています。新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施することとします。

④として、現在、くすの木園で定期的に活動されているボランティアを継続して受け入れること。

⑤くすの木園の保護者が、移管が決定した法人が運営している事業所の見学を要望された場合、可能な限り協力すること。

⑥くすの木園指定に係る事前協議及び申請手続きの法人負担について記載をしています。

⑦保護者及び地域と連携して、くすの木園のサービスが展開されるように配慮することを規定しております。ここまでで、一旦区切らせていただきたいと思います。

**(会長)** はい、ありがとうございました。

ただいま4. の応募資格及び条件についての御説明をいただきましたが、この件に関しまして何か、御意見、御質問ございませんでしょうか。

**(副会長)** 現行36名の定員ということで運営されていますが、通所待ちされている方や、常に待機があるなど、定員についての現状をお聞かせいただきたいと思います。

**(事務局)** 現在36人定員のところを35人が通所されていまして、枠が1人空いている状態になっております。待っておられる方はいらっしゃいません。

**(副会長)** わかりました。

**(会長)** 他にございませんでしょうか。

**(委員)** 前回の保護者会の時に、新しい法人になった場合にも、今の保護者会活動を認めていただいて、今までどおりの活動ができるようにしてほしいという意見が保護者から出ましたので、募集要項のその他のところに、そのような趣旨のことをどこかに入れていただけたらと思うのですが。



(会長) いかがでしょうか。

(事務局) 少し検討させていただいてもよろしいでしょうか。

(会長) はい、よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。

(委員) 現在のスタッフは、生活支援員13名、サービス管理責任者1名、管理者1名ということですが、障害福祉の専門の方が以前から従事されていると感じています。法人としては枚方市社会福祉協議会が運営してきていますので、職員は公務員の形になるのでしょうか。民営化するに当たって、このまま皆さんがスライドされるというときに、少し抵抗を感じられる方がいらっしゃるのではないかと思います。そのあたりは予測できないかもしれませんが、募集要項4ページ(11)③では、管理予定者やサービス管理責任予定者等と書いていますので、新しい管理者やサービス管理責任者が入ってくるような記載に感じます。具体的な表現ですので、スタッフの具体像のようなものが既にあるということでしょうか。説明しづらいようでしたら結構です。

(事務局) 社会福祉協議会の管理者やサービス管理責任者等、正職員は残らず、引き上げることになるのが基本だと思います。サービス管理責任者は、基本、新しい法人で配置をされると思いますが、やはり現場の生活支援員さんには、なるべく残っていただきたいという保護者の方の声をお聞きしていますし、市も同様に思っております。残っていただける方はなるべく残れるようお願いしていきたいと考えています。

(委員) 可能であれば、サービス管理責任者の方だけが訪問するのではなく、理事長の方も定期的に訪問するなどして、トップの方がきちんと把握することも大事かと思います。

(事務局) 法人が決まりましたら、その辺のことについてもお願いできたらと思います。

(会長) 私から質問ですが、4ページの引き継ぎなどについてのところですが、(11)②の三者懇談会の設置、④に合同支援の実施とありますが、これは保護者会との話し合いなどから出てきたことですか、それとも行政からの提案でしょうか。

(事務局) 合同支援につきましては、保育所の民営化を参考にさせていただきました。移管前の3ヶ月間、法人のスタッフが保育所に入り、市の職員と一緒に保育をして引き継ぎを行ってまいりました。この方法で保育所もスムーズに引き継ぎができていますので、くすの木園でも同様に、法人の生活支援員の方に入ってください、一緒に支援にあたっていただくのが良いかと思っております。

(会長) 三者懇談会についてはどうでしょうか。

(事務局) 特に保護者会から声はなかったと思いますが、やはりこのような場を設けることで、状況も理解していただけますし、保護者の方もどのような法人で、どういった支援がされるのかがわかるかと思っておりますので、より円滑な引き継ぎのために必要であると考えています。

(会長) それは大事かと思えますよね。ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

ご意見、ご質問がありませんので、5.くすの木園運営申込書等の配布以降、御説明をお願いします。

(事務局) 5ページの後半からの5.くすの木園運営申込書等の配布について、御説明させていただきます。申込書等の配布につきましては、募集要項決定後に速やかに手続きを行い、配布日を決定いたします。配布日時は、平成30年8月7日火曜日から申請受付け終了日の9月21日金曜日までを予定しております。募集要項や様式につきましては、市のホームページからのダウンロード、または障害福祉室でも配布を行います。

次に、6. 申込受付及び場所についてですが、受付期間は、平成30年9月10日から9月21日金曜日までとし、障害福祉室への持参のみ受付けをさせていただきます。

また、(3)では申し込みに当たりまして、移管に伴う施設整備や運営などについて、理解を深めてもらい、また、円滑な移行を行えるように、応募の条件として8月23日木曜日に予定しております、現地説明会への参加を義務づけております。以下、提出部数や応募に係る費用は法人負担とすることなどについても記載をしております。

次に、7. 提出書類は、別紙資料7の「枚方市立くすの木園移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」で定める各種書類としております。資料7につきましては、後ほどまた御説明をさせていただきます。

次に、8. 説明会の開催及び現地見学会についてですが、先ほども少し触れましたが、法人募集に当たりまして、現地での説明会を開催いたします。説明後は園内を見学していただけます。また、すぎの木園の敷地内にも入っていただきまして、新施設整備予定地を見ていただく予定です。

次に、9. 募集に係る質問等については、募集条件等についての質問については、期限を定めて書面にて受付け、ホームページ上で回答することを定めております。

次に、10. 選定及び決定等ですが、これは選考に係る内容でございます。(1)として、移管法人については本選考会議において審査、選考をしていただき、その結果を踏まえ枚方市が決定をいたします。

(2)として、応募締め切り後、応募された法人名を市のホームページで公表をいたします。

(3) (4)では、選考は提出された書類の審査及び理事長等によるプレゼンテーションにより行うこととし、この後、案件2のところでも御審議いただき選考基準に基づいて採点を行い、最高点となった法人を選考する旨、記載をしております。また、その内容

については、会議録として、後日公表をいたします。

(5) は応募法人が1法人の場合も、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定をいたします。

(6) 選考結果につきましては、書面で通知するとともに、法人決定後、市のホームページで公表をいたします。また、提出書類の情報公開についても記載をしております。

(7) として、法人選考後、選考された法人の様式9というのがございますが、こちらは提案内容概要書になっておりまして、こちらにつきましては、保護者等への説明資料として活用いたします。様式の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次の8ページ以降ですが、参考資料となっております。先ほどから少し御紹介させていただいておりますけれども、8ページはくすの木園、すぎの木園の位置図と用地の概要となります。

9ページは字が小さくて見づらいですが、くすの木園の建物の平面図となっております。

10ページは施設整備費補助金の交付要綱。

11ページから13ページにかけては、くすの木園の現況の概要を掲載しています。また、14ページでは募集要項で規定をしております、公正採用選考人権啓発推進員の設置要綱を掲載しております。以上で募集要項の説明は終わらせていただきます。

(会長) ただいまの説明に関しまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

(委員) すみません、先ほどのところに戻りますが、3ページの(7)の管理者の記載で、‘健全な心身を持ち’とありますが、最近の風潮としても表現として余りよろしくないかと思えます。障害者の方で事業所の所長をされている方も結構いらっしゃいますから、特に記載する必要はないかという気が個人的にはしています。

(事務局) それでは、削除させていただくということによろしいでしょうか。

(会長) 削除で構わないのではないのでしょうか。

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

そうしましたら、続きまして資料7枚方市くすの木園移管に係る提出書類及びプレゼンテーションについての案を御説明願います。

(事務局) それでは、資料7をご覧くださいませでしょうか。

応募法人から提出を求める書類といたしましては、1から17までの項目がございます。

順に申し上げますと、まず、様式1として、くすの木園運営申込書。

次が様式2、応募に至る動機・目的。

次は様式3、運営法人の事業運営理念・方針。

次に、様式4の事業計画書。事業計画書につきましては、生活介護事業のさまざまな項目について法人の考えなどを記載していただくこととしております。

様式4の中身につきましては、まず、大項目1の生活介護事業所運営となっております。この中ではサービス提供方針や定員、開所時間など8項目について書いていただきます。

次に、3ページに大項目の2、サービス内容等について、こちらでは、重度知的障害者に対する支援の考え方ですとか、個別支援計画の作成、送迎など9項目について対応していただくことになっております。

次に、5ページの大項目3、職員について、こちらでは職員配置や採用、構成など3項目について。

6ページの大項目4の引き継ぎについては、保護者説明会や三者懇談会など5項目について記載しております。

7ページの5、その他では、保護者への対応など4項目について、先ほど御説明いたしました募集要項、後ほど御説明します法人選定に係る選考基準とも関連づけまして、法人としての考えを記載いただくものとなります。

それでは、**資料7**の表紙にお戻りいただけますでしょうか。

事業計画の次は様式5、施設整備計画書となっております。こちらにつきましては新施設のくすの木園に関する基本的な整備計画、整備内容等についての考えを記入していただきます。表紙の下に米印で1、2、3、4、5とある中の米印2のところを見ていただきますと、様式に関する添付書類は審査の対象外とさせていただきます。例えば、施設整備計画書に、添付書類として図面を用意される法人もあるかもしれませんが、整備に関する条件等もわからない状況で短時間で作成された内容をもとに審査するという事は、適当ではないとの判断から、図面等を添付されても審査の対象外にしたいと考えております。

次に、様式6、資金計画書ですが、今回、新施設のくすの木園の整備に係る資金の負担がありますので、資金の調達方法などについて、記載していただくこととしております。また、収入である障害福祉サービス提供に係る介護給付費は、国民健康保険団体連合会を通して、およそ2カ月後に受け入れることとなりますので、運転資金について、4月、5月の2カ月間をどう運営されるのかということに記載していただきます。

様式7の法人理事長及び管理予定者の履歴書でございますが、これは法人理事長と管理予定者の経歴などをそれぞれの様式で提出をしていただきます。

様式8は生活介護施設調書としています。法人内で複数、生活介護事業所を運営されている場合は、その中から1カ所、くすの木園の運営に近いと思われる事業所を法人で選んでいただきまして、当該事業所の運営状況を様式に沿って記載をしていただきます。記載箇所が多くありますので、1カ所選んでいただこうと思っております。

それから、様式9の提案内容概要書になりますが、こちらは先ほども少し触れましたが、法人からの提案内容を概要としてまとめたものとしております。これを見れば、提案内容がコンパクトにわかるようになっておりますので、法人決定後に保護者説明会などにも活用していく予定としております。以上が様式として定めているものでございま

すが、それ以外の提出書類といたしまして、添付10から添付17までがあります。

10が平成27年度から平成29年度の各年度の決算書一式。

11が平成30年度の前算書一式。

12が平成29年度の財産目録。

13が法人調書、これは法人が枚方市の福祉指導監査課などに提出したものでございます。

14は直近の法人指導監査の結果と回答文書の写し。

15は法人定款。

16、応募法人が現在、運営している生活介護事業所の目標、内容がわかるもの。パンフレット等でも差し支えないとしております。

最後に、17として応募法人が現在、事業所で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル等。

以上の書類をフラットファイルに綴じて、インデックスをつけて整理をした上で提出をしていただくこととしております。

次に、**資料7**の表紙の裏面を見させていただきますと、こちらにはプレゼンテーションの方法や、選考後の選考基準の公表などについて記載をしております。**資料7**の説明は以上となります。

**(会長)** はい、ただいまの御説明に対しまして、委員の方、御意見、御質問ございませんでしょうか。

**(委員)** 添付資料13、14では、枚方市等へ提出、あるいは枚方市の監査という形で枚方市のことが書いてありますので、既に枚方市で事業所展開している法人が対象とも読めるような気がしますが、募集要項ではそうではなく、大阪府だったと思います。枚方市等との記載は担当行政等という意味なのでしょうか。御説明をお願いします。

**(事務局)** 御指摘のとおりで、あえて枚方市と書かなくてもいいのかもしれませんが。大阪府内の法人としておりますので、大阪府から指導受けておられるところであれば大阪府に提出されているもの、高槻市なら高槻市と。指導されているところに出されているものをこちらに提出していただくということでございます。

**(会長)** 他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次第の案件1については、少しご意見をいただきましたが、大幅な修正意見はありませんでしたので、今後、事務局で資料の修正を行っていただきたいと思っております。今後の手続きを円滑に行うため、資料の訂正に係る事務局との調整は、会長である私に一任していただだけませんかでしょうか。また、修正後の資料は後ほど事務局から皆様に情報提供させていただきますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。それでは、事務局と調整して作業を進めていきたいと思えます。

そうしましたら、次に案件2、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準(案)と選考方法について、事務局から御説明をお願いいたします。

**(事務局)** それでは、まず選考基準について御説明をさせていただきます。**資料8**にあります、A3の縦長の資料になっております。

この選考基準案の表の一番上に各項目名が記載されておりますけれども、右から2番目の一番幅の広い「確認する内容」としている欄につきましましては、先ほど御確認いただきました募集要項の内容を細分化していきまして、こちらで確認できるようになっております。表の見方は、選考基準といたしまして、募集要項の内容を大きな事項として1から7までに整理しております。

- 1、応募法人の経営等に関する事項。
  - 2、施設運営に関する事項。
  - 3、サービス内容等に関する事項。
  - 4、職員体制に関する事項。
  - 5、引き継ぎに関する事項。
  - 6、保護者等への対応に関する事項。
  - 7、施設整備計画に関する事項。
- これら7項目となっております。

このくくりの中に、それぞれ募集要項の内容に応じた確認事項を設けております。この事項につきましましては全部で43項目ありまして、一番左端の欄に1から43までの通し番号をつけております。それから、左から2番目の列は、募集要項とタイトルになっておりますが、**資料6**の募集要項の中で関連する項目の番号を示しております。例えば、番号3のところをご覧いただきますと、番号3のところの確認する内容は‘過去3年間の経営状態が安定しているか’となっております。ここの募集要項という欄を見ますと、4の(2)となっております。お手数ですが、**資料6**募集要項の3ページをご覧いただけますでしょうか。4、応募資格及び条件の(2)を見ていただきますと、‘障害福祉施設を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること’とあります。この募集要項に書かれていることを確認して点数をつけるのがこの3になるということで、関連づけていますので、選考基準と募集要項とを見比べていただくときの目次がわりの位置づけでお使いいただければと思っております。こうした形で募集要項の内容は、おおむね関連する番号をつけておりますが、募集要項中で、採点による評価にそぐわない項目が一部ございますので、そちらについては、**資料8**の選考基準には含まれておりません。

続きまして、左から3番目の欄は、確認書類等となっております。確認していただく内容が提出書類のうち、どの書類、様式に示されているのかを表示しています。これも

先ほどの例と同じく3番の‘過去3年の経営状態が安定しているか’の項目で見てくださいと、確認書類が様式6と提出書類10から12となっております。先ほどの資料7の表紙を見てくださいと、様式6が資金計画書、それから、提出書類の10から12は添付書類で決算書、予算書、財産目録となっております、経営状態を確認するための決算書や資金計画書を見てくださいという関連づけとなっております。逆に、様式にも選考基準の番号を振っております、様式6の資金計画書の様式を見てくださいと、様式6の資金計画書の右肩に、要求事項番号3、4と書いてありますが、要求事項番号というのが、選考基準の一番左側の番号に当たりますので、要求事項番号の3が経営状態、4が運転資金の確保や整備資金の確保といったことで対応をしています。少しわかりにくいかもしれませんが、関連づけた形で番号を振らせていただいております。

中には、資料8の選考基準の2ページの一番上、25番のように、書類のほかにプレゼンテーションと書いている欄があります。その書類だけではなく、プレゼンテーションもあわせて確認していただくという項目になっております。法人の代表者、管理予定者の熱意や信念についてはプレゼンテーション等で実際にお話を聞いていただいて、確認をしていただくということになると思いますので、プレゼンテーションと書かせていただいております。

続きまして、左から4番目の欄が事項区分となっております。これは各項目が確認事項か、提案事項か、どちらであるかを表しております。確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項は要綱の中で施設を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していることといったように、条件づけをしている項目がありますが、その条件を満たしているかどうかを確認していただく項目を確認項目、確認事項としております。これに対しまして、提案事項は、例えば1ページの一番下の24番を見てくださいと、新たな取り組み等の提案がなされているかという項目になっております、こちらは法人での考えや提案がございましたら、提案をしていただいて、それを評価するということです。新たな提案がなければ0点となります。ゼロだから失格ということにはなりません。

最後に、一番右の配点の欄になりますが、配点は、原則、各項目2点、1点、0点を基本に採点していただきます。採点につきましては、2ページ目の下に囲みがあります「採点にかかる注意事項」をご覧ください。確認事項を満たしている場合は1点。確認事項を上回っている場合が2点。確認事項を下回る場合、つまり基準を満たしていない場合は0点としております。そのため、確認事項では1点を標準としています。ただし、番号4につきましては、施設整備資金、運転資金の項目となっておりますが、今回、新たな施設の整備をしていただく形での募集をさせていただきますので、ここは重要な項目として、ほかの項目と比べて点数が3倍となっております。また、2ページ目、番号40につきましては、こちらも施設の整備の関係ですが、新たなくすの木園の整備が国・市の基準等の関係法令を遵守した整備計画となっているかを確認する重要な項目となりますので、こちらも点数が3倍となっております。次の41では短期入所の整備が予定されているか、こちらも保護者の方から短期入所の開設について強いニーズがございますので、こちらについても点数を高くしています。また、確認事項の中で1点の

み、2点のところと、0点のところは棒線になっている項目がございます。12番と22番は確認する内容が、するか、又はしないかの2択になる項目で、12番はAEDの設置が予定されているか、又はされないか、AEDを設置してくださいと募集要項に記載していますので、設置を予定していれば、1点の配点のみで、設置を予定していなければ基準を満たさないということになります。

次に、提案事項の採点は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点とさせていただきます。また、提案事項につきましては基本的に0点を標準としております。提案事項は、全部で6項目ございます。番号で言いますと21番、23番、24番、41番、42番、43番が提案事項となっております。

配点欄全体を見ていただきたいのですが、各項目で、基準となる点数に網かけをしております。確認事項については、1点、提案事項では、0点に網かけをしております。採点に際しましては、確認書類等の欄にお示ししています様式等の内容で御確認の後、採点をしていただきますが、仮に書類で確認できない場合がありましたら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、その際に確認していただきます。それから、2ページの下をご覧いただきたいと思いますが、配点についてというところで、満点が100点となります。その下になりますが、仮に確認事項は全て満たしている、この場合、全て1点であったが、提案事項で提案がなく加点が0点の場合、つまり全項目が網かけをしている基準となる点であった場合は、合計は43点で、43点が基準点となります。複雑ではありますが、選考基準についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま、選考基準案について、御説明をいただきましたが、この件に関しまして、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

(委員) 色々な選考基準案を拝見したことがありますが、これほど細かいのは初めてでしたので、これはこれでいいのですが…。

0点の確認事項を下回る場合はゼロ点というところは1項目でもあれば失格ということとは特段ないという理解でよろしいでしょうか。それから、掛ける3をすると100点満点を上回るの、そのあたりはどのように理解したらよろしいでしょうか。

(事務局) 0点をつけられる場合もあるかと思いますが、その場合、協議をしていただく形になるかと思いますが、基本的には確認事項なので1点が基準となります。ゼロ点で即失格ということではありません。それから、3倍する項目につきましては、その項目の満点を6点で計算して、全体が100点満点という計算になるようにつくっております。

(会長) よろしいですか。他ございませんでしょうか。

そうしましたら、次に、選考方法について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局) それでは、選考方法について、資料9の選考審査の手順について(案)をご覧ください



ただきたいと思います。選考審査の手順といたしましては、大きく4つの段階に分けております。

1つ目が書類審査、2つ目がプレゼンテーション、3つ目が運営法人の選考、最後に審査結果や附帯意見を報告書にまとめていただく流れとなっております。それでは、1つ目の書類審査の欄をご覧ください。

まず、提出書類の説明です。これは、法人の提出書類について、事務局から内容の説明をさせていただきます。次の段階としては、選考審査の仮審査ということで、各法人の提出書類を選考基準に基づき選考審査表、仮審査用に採点をし記入していただきます。採点の途中で、不明な点等がございましたら、適宜質問をしていただきましたら、専門分野の委員の方からお答えいただいたり、事務局から意見や見解を述べさせていただきますようお願いしております。

次の段階といたしまして、選考審査集計表、仮集計の段階になります。採点をしていただいた各委員の採点を事務局が名前を伏せた状態で仮集計をいたしまして、皆様に配付をさせていただきます。次のページをご覧くださいと思います。A3判横長の資料を添付しているのが、仮集計表の例になります。表の右上のところに、AからGまで記載していますが、これが7名の委員をあらわしております。この例では、甲、乙という2つの法人から応募があったと仮定し、各委員が採点した点数を集約したものとなっております。表の一番右に、採点の集計結果の合計を設けています。項目ごとに委員さんの点数の合計を書いておきまして、最後までいきまして、2ページの一番下に、総合計を記載しております。採点内容につきましては、後ほど、説明させていただきますので、今は、皆様に配付する仮集計表のイメージとして、こちらを見ていただければよいかと思います。このような集計表をもとに、疑問点やお気づきの点などについて意見交換を行っていただきまして、必要があればその時点で御自身の採点を修正いただくことも可能でございます。

それでは、**資料9**の審査手順にお戻りください。続いて、2の「プレゼンテーション」についてでございます。

プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたら、プレゼンテーションの項目について選考審査表、仮審査用に採点をさせていただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査時に、確認できなかったことや、やりとりの中で評価が変わるということもあるかと思っておりますので、それについても修正をしていただくことも可能でございます。プレゼンテーション後は、再度、書類審査と同様に、事務局で仮集計を行い、その結果をもとに各委員の皆様で再度、意見交換をしていただき、その後、3の運営法人の選考の段階に移ります。

この段階では、法人の最終選考ということで、選考審査表、本審査用に最終的な採点をしていただきまして、事務局で選考審査の集計を行います。仮審査での選考審査集計表と同様に、本審査結果の集計表にまとめたものを事務局で作成し、各委員に配付をいたします。その結果をもとに法人を決定しますが、その方法として、選考審査集計表に基づき、以下の3つの条件を満たしていることを条件に法人を決定いたします。

まず、①としまして、基準点合計が301点以上を満たしている。これは、確認事項を全

て満たしている場合、お一人につき43点が基準点で7人分ということで、43点掛ける7人ということで301点になります。これを満たしていること。

それから、②番として、各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人である。それが事例として、下にケース1、ケース2というのを載せておりますけれども、ケース1を見ていただきますと、甲乙の2法人の応募があり、総合計は甲法人が高くなっています。またケース2では3法人応募があり、この場合も甲法人の総合計が高くなっているという事例になっております。

その上で、③として、委員ごとの総合計を比較し、最も多くの委員の合計点が最も高い甲法人を選んだ場合、甲法人が選定されるということになります。ここがわかりにくいかと思うんですけれども、事例を見ていただきますと、ケース1、ケース2のいずれの場合も甲法人が一番点数、総合計の点数が560点で高いと、なおかつ甲法人に最も高い点をつけた委員の数がケース1の場合4人で最も多い。ケース2の場合も甲法人に最も高い点をつけた委員が、3人で最も多いと、その場合、甲法人が選出されると決定されるという形になります。

この3段階を満たして、初めて選定となるという少し複雑な点数づけになっておりますが、なぜ、このような複雑な点数づけを行うかといいますと、先ほどの仮集計表をご覧くださいませでしょうか。2ページの資料の例ですと、2法人、甲乙、2法人の応募があり、7人の委員で採点をしていただいた結果、2ページの一番右下のところに総合計がありまして、甲が506点、乙が507点となっております。最も総合計が高いのは、乙の507点になるわけですが、その横に、左横に各委員の総合計を記載しておりまして、こちらを見ていただきますと、Gですね、一番右側のGの委員のみが乙に85点をつけて、これは極端ですけれども、甲にゼロ点をつけておられると。それに対してAからFまでの委員につきましては、全て乙法人より甲法人に高い点をつけておられるということで、7人中6人が甲の法人が良かったとしているのに、総合計だけ見ると乙が選ばれてしまうということになってしまいますので、こういったことを防ぎたいという趣旨で複雑な数字となっております。かなり極端な例で作成しておりますので、このようになる可能性はかなり低いのですが、採点上は可能となっております。従いまして、こういった形で法人を決定することは避けたいという趣旨で多少複雑にはなりますけれども、3段階を満たして法人を選定したいと考えております。

次に、また、**資料9**の審査手順にお戻りいただきまして、先ほど説明させていただいたようなことを防ぐために、委員の皆様の基準のレベルをなるべく合わせていただけるようにということで、1の書類審査として、また、2のプレゼンテーションの時点、それぞれ仮審査をしていただいた後に委員の皆様で意見交換をしていただいて目線合わせをしていただけたらなと思っております。ですから、実際にはほとんどの場合、①の基準点合計である301点以上を満たして、②の各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人というのと、③の委員ごとに総合計比較して最も多くの委員が選んだ法人という、この3つの条件を全て満たす法人が選定されることになるであろうと思っておりますが、あくまで万一の場合に備えてということで、御理解いただけたらと思います。

それから、最後は、4の報告書の段階となりますけれども、決定した内容について、

審査結果や採点を報告書にまとめて、市長に答申として提出していただくこととなります。選考方法について説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございました。ただいまの選考方法について、何か御意見、御質問があれば、いかがでしょうか。

(委員) 最終的に委員の数が多くて得点も高いという、この2つの条件が絶対必要ということですか。

(事務局) そうです。

(委員) はい、わかりました。

(会長) それで少し複雑な手順を踏むということですが、よろしいでしょうか。

(委員) 先ほど、第三者評価の項目がありましたよね、確認事項で必ずしもクリアしなくてもいいとありますが、第三者評価を受けている法人というのは本当に少ないと思います。枚方市内でも余り受けておられないのが現状じゃないかと思いますので、必要条件に入れるのは、かなりハードルが高過ぎて、応募できないという法人も出るかもしれません。第三者評価を受けずとも色々ところで法人の特質などが出てくるような評価にもなっていますので、この確認事項は、もともとの条件から外すのはいかがでしょうか。

(会長) はい、いかがでしょうか。

(事務局) それでは、募集要項から外したほうがよろしいですか。

(委員) そうですね、はい。選考基準の確認事項でだめにはならないとなっているので、入れたままでもいいのですが、違う部分でも評価できるのではないかと思います。あえて、募集要項に入れなくてもいいかと思いました。枚方市内でも評価を受ける法人は本当に少ないですね。

(会長) そんなに少ないのですか。

(委員) : はい。

(事務局) 募集要項の4ページの(9)⑥の第三者評価の部分を削除するということですね。

(委員) 前半の第三者評価の部分を削除して、後半の計画的な職員研修で審査というところは残してはどうでしょうか。

(委員) この選考基準案だと、研修等の評価項目が別にあるので、第三者評価の項目を削除するなら配点の見直し必要になりますでしょうか。

(事務局) 削除すると99点となりますが、満点が100点でなければいけないということではないと思います。

(副会長) 現行で、その第三者評価をくすの木園ではやっておられないということですか。

(委員) 私どもではいろんな問題があって平成22年に受けましたが、ほかの施設ほとんどやってない所ばかりだと思います。これを確認事項ではなく、提案にするのはいかがでしょうか。

(副会長) この要件を入れたのは、何か根拠的なものがあるのでしょうか。

(事務局) 民営化後の運営状況を第三者の目を見ていただくことで、緊張感を持って運営していただきたいということがありましたので、この項目は入れましたが、なかなかハードルが高いとなれば、見直しも必要だと思います。

(委員) でも、受けることはいいことですよね。確認から提案に変えてみてはいかがでしょうか。

(会長) 提案に変えるということでは。

(事務局) 提案に変える方向で、募集要項の表現など検討させていただいて、提案させていただきたいと思います。

(会長) それでよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

そうしましたら、案件2についてはおおむね事務局案で了承されたと思いますので、選考基準と選考方法は事務局案といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。そうしましたら、事務局から選考にかかわることで、その他、何かございますでしょうか。

(事務局) 1点、お願いがございまして、次回の第2回審査会から選考を行っていただくこ

とになりますが、その際、公平な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、理事等の血縁の方ですとか、その法人が運営している施設に勤務されている方などにつきましては、選考に関する利害関係者となりますので、審査委員としても採点につきましては、御辞退いただくことが適当ではないかと考えております。現時点で委員の中で、これらに該当する可能性のある方がおられるかどうかというのはまだ募集してみないとわかりませんが、応募結果を踏まえまして、次回の選考の前に万一そのようなケースに該当する場合はお申し出いただきまして、審査会の場で御確認いただいた上で、採点しない場合の詳細な取り扱いについて改めて御審議いただければと考えております。この点につきましては、公募に先駆けて御確認をいただく必要がありますので、御提案をさせていただきたいと思っております。

(会長) ただいま事務局から提案がございましたが、まだ現時点ではどの法人が応募されるかわからない状況ですが、公募前に公平性の観点から事務局からの御説明があった事態が生じた場合の対応をはっきりさせておくということですが、皆様、事務局の案でよろしいでしょうか。

(委員) ケース・バイ・ケースで外れるという意味ですか。

(会長) そうです。

(委員) わかりました。

(会長) そうですね。はい、それでは、そのようなことが生じるかは、現時点でもわかりませんが、まずは応募法人の関係の方につきましては、採点を御辞退させていただきたいということで、お願いいたしたいと思っております。以上で、選考方法については、おおむね事務局案で了承されたと思っております。なお、次回第2回の書類選考の前に、もう一度、皆さんと選考方法については、応募法人の関係者に該当するかを含めて、御確認を行いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

その他に、何かございませんでしょうか。

(事務局) ここで、改めまして委員の皆様にはお願いですが、本日、審議していただきました選考基準や選考方法に基づきまして、次回以降、採点を行っていただくこととなります。今後法人の募集を行うに際しまして、本日の審議いただいた内容が外部に漏れますと公平な選考の妨げになりますので、あわせて委員には守秘義務が課せられておりますので、その点についてくれぐれも御注意をお願いいたしたいと思っております。

(会長) では、委員の皆様方には守秘義務といった点については、十分注意をお願いいたしたいと思っております。

それでは、事務局から法人決定までの今後のスケジュール（案）について、御報告を

お願いします。

(事務局) 説明させていただきます。**資料10**の今後のスケジュール(案)をご覧くださいませうでしょうか。募集要項で説明した部分につきましては、省略しながら説明させていただきます。8月7日から応募書類の配付を開始し、9月21日に応募申請を締め切ります。その後、書類審査に向けて書類の準備をさせていただきます、10月前半に第2回選定審査会を予定しております、そこで書類審査を行っていただきたいと思っております。また、第3回は、プレゼンテーションと選考ということで、11月の前半に予定しております。10月前半の第2回選定審査会では、初めに選考審査の手順を再度、御確認いただいた後に書類選考を行っていただきます。応募がありました法人1件ごとに事務局が申請書類を御説明した後、仮審査をしていただきます。法人の数だけこの作業を行っていただきますので、応募の数にもよりますが、一定時間がかかるものと思っております。また、応募のあった法人と日程調整をいたしますけれども、委員の皆様の中で、法人が運営する事業所の見学を希望される場合は、見学会を10月29日月曜日から1週間ほどの間でさせていただきますと思っております。詳細につきましては、第2回の選定審査会で御説明をいたします。

次に、11月前半の第3回審査会では、プレゼンテーションのための選考会議を開催させていただきます。プレゼンテーションの場合、1法人当たり質疑を含めて45分ほどと思っております、応募法人の数にもよりますが、こちらにつきましても一定時間がかかると思っております。さらに、同じ日に法人の選考も行っておりますので、迅速な会議運営に努めさせていただきますが、どうしても長時間になると思っております、申し訳ありませんが、御協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。事務局から、今後のスケジュールについての御説明をいただきました。委員の皆様方には大変御苦勞をかけると思っておりますが、御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。それから、私からの意見ですが、審査対象の法人経理については、我々はわからないことが多いので、専門家の委員に事前に集中的に見ていただいて、次回の選定審査会で説明していただければと考えております。本日はお休みですので、事務局から連絡をお願いできますでしょうか。

(事務局) では、事務局で委員に連絡取りまして、確認させていただきますと思っております。

(会長) はい、どうぞよろしく願いいたします。

(委員) 日程についてですが、保護者の方は夜の出席がとても難しい状況もありますし、他の委員の方も同じだと思いますが、できれば10月の第2回も第3回も、日程を早く決定していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) 日程調整の方法はどのようにされますか。

**(事務局)** 今回は夜の開催となってしまいまして、申し訳ございませんでした。第2回、第3回の日程につきましては、10月、11月の予定表を皆様にお渡しさせていただきたいと思っております。また、予定表をメールでも送りますので、御予定を記入していただきまして、事務局までお知らせいただけたら、なるべく早く決定して、お知らせさせていただきます。お返事はファクスでも結構ですし、メールでも結構ですので、いただきまして日程が決まりましたら、また、事務局からお知らせしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**(会長)** よろしくお願いいたしたいと思っております。そうしましたら、これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。少し遅くなりましたが、どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願いいたします。